

小・中学生向け**「いじめ予防授業」****～箕面市での実践報告～**

子どもの権利委員会・法教育委員会 委員 薙井 順子 / 小西 智子

1. はじめに

「いじめはあかんってわかっているのに、なぜなくなるの?」「どうしたら、いじめはなくなるの?」

学校へ行くと、小中高どこに行っても、必ず子どもたちからこう問われます。

「いじめは人権侵害だから、絶対、したらかん」
弁護士として、伝えたいことはそれにつきます。

しかし、どういう授業をすれば、それが伝わるのか?

その難問に答えるべく、平成26年度から、子どもの権利委員会と法教育委員会との合同PTを立ち上げ、試行錯誤を重ねつつ「いじめ予防授業」を行ってきました。

昨年度(平成29年度)は、大阪府箕面市が、文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の受託者に選定され、箕面市立の全小学5年生(14校41クラス)及び全中学1年生(8校35クラス)を対象に、いじめ予防授業を実施しました。

2. 教育委員会・学校との連携**～「運営協議会」と「授業部会」～**

文科省の事業を実施するため、従前からいじめ予防授業実践を重ねてきた中学校の教員、箕面市教育委員会事務局並びに弁護士で構成する「運営協議会」で、事前計画立案、実施状況確認及び成果検討を行いました。

そして、全校での授業実施に先立って、モデル授業校を小学校・中学校それぞれ1校選定して授業を実施し、他校の教員の方にも見ていただくこととなり、モデル授業実施の前に、実施校の担任や管理職を含む教員、スクールカウンセラー、授業を担当する弁護士及び教育委員会事務局で構成する「授業部会」で意見交換を行い、モデル授業案の内容を決めました。その際、

日頃子どもたちと接している学級担任や、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーから、現在いじめが判明している学級とそうでない学級にわけて、授業の進め方や発問の内容・仕方についてのアドバイスを受けました。

3. 学校・教員との連携**～「事前アンケート」と「事前打合せ」～**

「いじめ」という繊細なテーマですので、授業を行うにあたっては、授業を担当する弁護士が、各クラスの状態を知り、各クラスのニーズに合った授業を組み立てる必要があります。そのため、子どもたちに「事前アンケート」に協力してもらったうえで、「連絡係」の弁護士が担当の学校に赴き、学級担任ら教員から、学年の全体的な雰囲気、各クラスで問題になっている事柄、ネットトラブルの有無や個別に配慮が必要な子どもの情報等を聴き取って、授業内容やロールプレイを行う上での留意点について教員と弁護士が共通認識を図る「事前打合せ」を、全ての学校で行いました。

4. 授業の実施、及び、授業後の教員と授業担当弁護士との意見交換会

授業では、弁護士が一方的に話すのではなく、子どもたち自身が「自分のした(見た)ことはいじめではないか」と気づき、「いじめをとめるために自分に何かできないか?」と考えるため、ロールプレイやグループワークも取り入れています。「みんなには人権(安心・安全に、自分らしく、幸せに生きる権利)がある」「いじめは人権侵害行為である」というメッセージを伝えるためです。

授業後、学級担任らと授業を担当した弁護士とで、授

業後に子どもたちに協力してもらった「事後アンケート」がすでに回収されている場合にはそれも見ながら、授業の感想、具体的に良かった点、改善すべき点等について、意見交換を行いました。事後アンケートに子どもが気になる記述をしている場合、フォロー体制を学校にお願いすることもありました。

5. アンケート分析結果

事前アンケートと事後アンケートには共通の項目を入れており、小学5年生1357名分及び中学1年生1112名分の、項目ごとの数値の変化を、統計的に分析しました。その結果、小学5年生及び中学1年生のいずれにおいても「友だちに相談する」「相手の気持ちを考えて行動する」「仲間に入りたそうな子を誘ってあげる」「自分には良いところがある」「自分は大切な人間である」「人に違いがあるのは当たり前だと思う」「いじめを見つけたら行動できる」という7つの項目で、授業の前と後で統計的に有意な差（偶然には起こりにくい低い確率の差）が認められ、困難な状況に接した際の対処方法や自尊感情等において、子どもたちに良い効果をもたらしたことが検証できました。

6. 今後の課題

文科省の事業は昨年単年度で終わり、今年もいじめ予防授業を実施するか否かは、各学校の判断に委ねられることになりました。

大阪弁護士会では、いじめ予防授業を初めて実施する学校に限り、1学年のクラス数につき1コマ分無料の授業を受けていただけるようにしていますが（講師には弁護士会から他の出張授業と同様1コマ1万円の謝金が出ます）、それ以外は有料ですので、学校からの申込がなかなか増えないのが悩みです。

また、箕面市全小中学校での授業を実施してみて、現場の教員の方たちに、我々弁護士がいじめ予防授業に取り組んでいる趣旨や内容をよりわかりやすく伝える必要があると感じました。

というのは、これまでのいじめ予防授業は、学校が必要を感じて申し込んで下さることが多かったので

すが、箕面市では、教育委員会が学校に実施を要請して授業が実施されました。そのため、多くの学校は、弁護士によるいじめ予防授業に積極的に対応して下さいましたが、そうでもない学校もあり、前者の学校の教員とは、事前打合せから積極的な情報開示やきめ細かな内容調整ができ、スムーズに授業できましたが、後者の学校では、日常、学級運営に苦勞されている教員から、事前打合せ等で、弁護士が授業をすることで子どもたちを精神的に傷つける可能性があるのではないか、クラス内の雰囲気や却って悪くなる虞はないのか、等の不安が述べられたりしました。

弁護士による授業を積極的には希望していない学校が、我々弁護士がゲストとして単発のいじめ予防授業を行うことで、学級運営が更にしづらくなるのではないかという不安を感じたのは、ある意味致し方ないことだったかもしれません。

今後は、弁護士が取り組んできたいじめ予防授業の趣旨や内容を更にわかりやすく伝える努力をすると共に、現場の教員の不安や悩みを積極的に聞き取り、その意見を取り入れながら、弁護士と教員が、車の両輪として、共に、子どもたちの幸せな育ちを支え合っていけるよう、心しいじめ予防授業に取り組んでいかなければいけない、という思いを強くしました。

7. おわりに

平成30年6月8日の午後6時から、昨年度の箕面市全小中学校でのいじめ予防授業実施に関する報告会兼研修会（3単位）を企画しています。報告会では、箕面市教育委員会が文科省に提出された報告書をもとに、箕面市の教育関係者からの生の声も伺う予定ですので、講師をして下さったみなさま、ぜひご参加ください。また、研修会では、実際の授業の様子を撮ったDVDを観ていただいたり、若手講師によるロールプレイを実施するなど、講師を経験されていないみなさまのいじめ予防授業に対する不安を払拭する内容を予定しています。受講後、希望される方には講師登録をしていただけますので、興味をお持ちの方、まずはご参加ください。